

## 獣医学系大学学生の診療参加型臨床実習等の外部実習受入れについて

本会では、診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、大学関係組織及び実習受入れ職域団体等と共に「獣医学実践教育推進協議会」を設置し、全国統一的に公平かつ計画的な実習が実施されるよう本協議会で検討を継続してきたところである。本検討の中においては、各学生実習等は、農業共済団体等の家畜診療所、都道府県等の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等の受入機関の協力により実施しているものの、同機関は業務上、大学教育としての実習を受け入れる根拠規定や制度等がない等の課題がある旨意見があり、本会から文部科学省あて本課題の解決を要請したところである（本誌第74巻第2号84頁掲載）。

今般、文部科学省では、上記要請を受け、高等教育局長から、①全国農業共済協会、各都道府県知事及び各保健所設置市長あてにNOSAI団体の家畜診療所、家畜保

健衛生所、食肉衛生検査所、保健所、動物愛護管理センター等の各施設に対し、獣医学系大学及び関係機関から獣医学生の実習受入れに関する要請があった際には協力するよう、また、②農林水産省消費・安全局及び経営局、厚生労働省健康局及び医薬・生活衛生局、環境省自然環境局に対し、所管する都道府県等の担当部署あてに上記内容を周知するよう依頼し、さらに③全国大学獣医学関係代表者協議会、中央畜産会及び本会に対して上記通知を発出した旨通知された（別記）。

このことにより、これまで実習受入れの課題となっていた実習取組みの根拠がようやく整理され、受入施設における学生の実習受入れがより一層推進されることとなった。これを機に本会においても、すべての学生が獣医学教育を等しく習得できるよう積極的に取組みを進めることとしている。

### 【別記】

事務連絡  
令和3年2月16日

全国大学獣医学関係代表者協議会  
公益社団法人中央畜産会  
公益社団法人全国農業共済協会  
公益社団法人日本獣医師会

御中

文部科学省高等教育局専門教育課

#### 獣医学系大学学生の診療参加型臨床実習等の外部実習受入れについて（周知）

平素より、獣医学教育の整備・推進に係る施策の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

標記のことについて、獣医学生の実習参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携を推進するため、別添のとおり、関係機関に対し通知を发出了したので、ご参考までにお知らせいたします。

### （別添）

写

2文科高第1036号  
令和3年2月16日

公益社団法人全国農業共済協会会長  
各都道府県知事殿  
各保健所設置市長

文部科学省高等教育局長  
伯井美德

#### 獣医学系大学学生の診療参加型臨床実習等の外部実習受入れについて（依頼）

平素より、獣医学教育の整備・推進に係る施策の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、獣医師は、適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾患の発生予防や的確な防疫措置をサポートし、国民生活に欠かせない安全で良質な畜産物の安定供給や畜産業の健全な発展、更には公衆衛生の向上や動物の愛護と適正な飼養に寄与しているところでございます。

しかし、昨今、これらに従事する産業動物獣医師

及び公務員獣医師の減少が懸念されており、その養成・確保が喫緊の課題とされております。

そのため、各獣医学系大学においては、産業動物臨床分野及び公務員分野で活躍する獣医師の養成に貢献すべく、外部実習受入施設の御協力をいただきながら、獣医学生の診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習の実施に取り組んでいるところです。

また、獣医学実践教育推進協議会（事務局：公益社団法人日本獣医師会）において、全国全ての獣医学生が診療参加型臨床実習等を行えるよう、実習受入施設の確保・調整を行っていただいているところです。

については、今後も獣医学生の診療参加型臨床実習等の外部実習が円滑に実施されるよう、貴機関が所管する家畜診療所又は家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所、動物愛護管理センター等の各施設に対し、獣医学系大学及び関係機関から獣医学生の実習受入れに関する要請があった際には、特段の御理解・御協力をお願い申し上げますとともに、所管する各施設に対し本件について周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、関係省庁に対しても依頼を行っておりますことを申し添えます。

(別 添)

写

2 高専教第 11 号  
令和 3 年 2 月 16 日

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長  
農林水産省経営局保険監理官  
厚生労働省健康局結核感染症課長 殿  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

文部科学省高等教育局専門教育課長  
吉田 光成

獣医学系大学学生の診療参加型臨床実習等の  
外部実習受入れについて（依頼）

平素より、獣医学教育の整備・推進に係る施策の

推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、獣医師は、適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防や的確な防疫措置をサポートし、国民生活に欠かせない安全で良質な畜産物の安定供給や畜産業の健全な発展、更には公衆衛生の向上や動物の愛護と適正な飼養に寄与しているところでございます。

しかし、昨今、これらに従事する産業動物獣医師及び公務員獣医師の減少が懸念されており、その養成・確保が喫緊の課題とされております。

そのため、各獣医学系大学においては、産業動物臨床分野及び公務員分野で活躍する獣医師の養成に貢献すべく、外部実習受入施設の御協力をいただきながら、獣医学生の診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習の実施に取り組んでいるところです。

また、獣医学実践教育推進協議会（事務局：公益社団法人日本獣医師会）において、全国全ての獣医学生が診療参加型臨床実習等を行えるよう、実習受入施設の確保・調整を行っていただいているところです。

については、今後も獣医学生の診療参加型臨床実習等の外部実習が円滑に実施されるよう、家畜診療所又は家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所、動物愛護管理センター等の各施設に対し、獣医学系大学及び関係機関から獣医学生の実習受入れに関する要請があった際には、特段の御理解・御協力を賜りたく、各施設を所管する団体又は都道府県等の担当部署に対し本件について周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、公益社団法人 全国農業共済協会会長、各都道府県知事及び各保健所設置市長に対しても依頼を行っておりますことを申し添えます。